

◆令和3年度決算に基づく本町の健全化判断比率及び資金不足比率

指 標 名	健全化判断 比 率 等	総務省が定める基準		備 考
		早期健全化 基 準	財政再生 基 準	
実質赤字比率	— (—)	15.0%	20.0%	「普通会計決算実質収支額」は実質黒字のため、当該比率はなし(「—」表示)
連結実質赤字比率	— (—)	20.0%	30.0%	「企業会計以外の全会計決算実質収支額」及び「企業会計資金不足・剰余額」の合計額は実質黒字のため、当該比率はなし(「—」表示)
実質公債費比率	15.7% (18.4%)	25.0%	35.0%	
将来負担比率	164.9% (199.0%)	350.0%	—	
資金不足 比 率	水道事業	— (—)	20.0% (経営健全化基準)	「資金不足・剰余額」は実質黒字のため、当該比率はなし(「—」表示)
	下水道事業	— (—)		

※ () は前年度比率等

- ・ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、財政健全化計画の着実な実施などにより、黒字を維持しているため比率はありません。
- ・ 実質公債費比率では、平成25年度に土地開発公社精算のため借入れた三セク債などの元利償還の増加により増加傾向にありましたが、令和元年度に実施した地方債の償還条件変更により、令和3年度は前年度より2.7%減少しました。条件変更により令和4年度までは比率の減少が続いた後、償還再開や主要事業の実施により微増が予想されるものの、その後は緩やかに減少していく見込みです。
- ・ 将来負担比率は、過年度発行した地方債現在高が減少し、地方交付税の増加等に伴う標準財政規模が増加したことにより前年度より34.1%減少しました。主要事業の実施等により今後微増が予想されるものの、その後は緩やかに減少していく見込みです。
- ・ 資金不足比率では、平成19年度以降、水道事業及び下水道事業ともに資金不足額が生じていないことから比率はありません。